

特別区職員Ⅲ類採用試験及び障害者を対象とする 特別区職員採用選考 第1次試験・選考実施状況

特別区職員Ⅲ類採用試験 第1次試験実施状況

上段：令和元年度
中段：平成30年度
下段：増減

試験区分	採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C/B (%)	倍率 C/A (倍)
事務	146	4,395	3,663	83.3	25.1
	163	5,700	4,729	83.0	29.0
	▲ 17	▲ 1,305	▲ 1,066	0.3	—

障害者を対象とする特別区職員採用選考 第1次選考実施状況

上段：令和元年度
中段：平成30年度
下段：増減

選考区分	採用予定数 A (名)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C/B (%)	倍率 C/A (倍)
事務	84	282	222	78.7	2.6
	49	220	179	81.4	3.7
	35	62	43	▲ 2.7	—

Ⅲ類・障害者採用試験・選考日程

	Ⅲ類	障害者
第1次試験・選考	実施済 (9月8日 (日))	
第1次試験・選考合格発表	10月18日 (金)	10月9日 (水)
第2次試験・選考	10月28日(月)・10月29日(火) のうち指定する1日	10月30日(水)～11月1日(金) のうち指定する1日
最終合格発表	11月15日 (金)	

特別区人事委員会は、9月8日(日)に、特別区職員Ⅲ類採用試験及び障害者を対象とする特別区職員採用選考の第1次試験・選考を実施しました。

○特別区職員Ⅲ類採用試験

大正大学及び東京都立大学の2会場で実施しました。受験者数は3663名となり、合格倍率は25・1倍となりました。

第1次試験の合格発表は10月18日(金)、第2次試験は10月28日(月)・10月29日(火)の

うち指定する1日、最終合格発表は11月15日(金)を予定しています。

○障害者を対象とする特別区職員採用選考

大正大学及び東京区政会館の2会場で実施しました。受験者数は222名となり、合格倍率は2・6倍となりました。

第1次選考の合格発表は10月9日(水)、第2次選考は10月30日(水)から11月1日(金)までのうち指定する1日、最終合格発表は11月15日(金)を予定しています。

(特別区人事委員会事務局)

令和元年10月

区長会・議長の主な案件等

区長会

10.16

■次期「地方版総合戦略」の策定について

■東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等について

■清掃負担の公平について

■特別区の児童相談所設置に伴う都補助金等の取扱いについて

■特別区人事・厚生事務組合議会提出予定案件について

■税財政部会の概要について

■「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和元年度版)」について

■児童相談所の移管準備に係る検討について

■東京都予算に対する知事ヒアリングの実施について

■特別区全国連携プロジェクトについて

■令和元年台風第15号に係る対応について

■令和元年度北京市区との友好交流事業について

■都区のあり方検討について

■東京都市区長会役員会の概要について
(特別区長会事務局)

議長会

10.18

■議長会役員等の選任について

■令和2年度議長会等会議日程【素案】について

■東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウムについて

■令和元年度日中友好交流事業について
(特別区議会議長会事務局)

令和元年 特別区人事委員会 職員の給与等に関する報告及び勧告 ～月例給は引下げ、特別給は6年連続引上げ～

特別区人事委員会（中山弘子委員長）は、10月21日（月）、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

勧告では、職員の月例給が民間を上回っていたことによる給料表の引下げ改定（較差△2,235円 △0.58%）、一方で、特別給は年間支給月数の0.15月引上げ（4.5月→4.65月）等について言及しました。

報告及び勧告の概要については、以下のとおりです。



中山弘子委員長

令和元年 特別区人事委員会勧告等の概要

1 本年の給与改定

月例給	民間従業員	職 員	差	特別給	民間支給割合	職員支給月数	差
	383,189円	385,424円	△2,235円 (△0.58%)		4.65月分	4.50月	0.15月

月例給	特別給
・原則、全ての級及び号給について、給料月額を引下げ（平均改定率△0.6%） ・上位職への昇任を促す観点から、全ての級において一部号給の引下げを弱める ・Ⅰ類及びⅢ類の初任給については、人材確保の観点から据置き ・所要の調整については、本年度中に支給される期末手当の額において実施	・年間支給月数を0.15月引上げ ・引上げ分は勤勉手当に割振り

※ 本年の勧告に当たっては、特例的な措置として、行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員）を公民比較から除外して算出した。

2 給与制度における課題

期末手当	・支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について見直しをする必要
勤勉手当	・一部の職層に一律拋出を適用していない区は、早急に一律拋出適用の必要

3 人事・給与制度、勤務環境の整備等

1 人事・給与制度	1 行政系人事・給与制度改正の状況	・若年層の主任職について係長職やその先を見据えたキャリア形成を意識させる必要 ・豊富な行政経験を有する高齢層等、意欲や能力のある者を係長へ任用することが重要 ・主査の活用には、専門性の活用、係長の負担軽減等の職の趣旨を踏まえることが重要 ・管理監督職の適正な確保は、重要な課題であり、給与面においても更なる検討が必要 ・人事・給与制度見直しの趣旨に則した運用がされているかの検証、国・他団体との均衡を考慮し、職務給原則の徹底に基づき、引き続き不断の見直しを実施 ・任命権者の取組は進んだものの、引き続き係長職の人数を増やしていくことが必要 ・適正な職員構成の実現に向け、整備された仕組みを十分に活用し、取組を進める必要
	2 人材の確保	・「自ら考え行動する人材」を安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要 ・将来の特別区における住民サービス提供や組織・職員構成のあり方、それに相応しい職員像や試験・選考方法を研究していくことも必要 ・児相等の経験を求める採用制度は、受験資格の見直し等に向けた必要な対応を図る ・技術系職種は、土木・建築新方式の継続の是非をはじめ今後の試験のあり方を検証 ・各採用制度の受験者層に合わせた手法の検討が必要 ・受験を考えている者が、より採用後をイメージしやすい取組を推進
	3 人材の育成	・評価制度をより公平性・納得性の高いものとし、任用面及び給与面への更なる活用を通じて、人材育成や組織体制の強化へとつなげる取組とする必要 ・評価者訓練の拡充等、評価者の評価能力や技術向上を図る取組を一層充実させる必要 ・上司との面談、計画的な研修等により、キャリアパスを意識させる取組が重要 ・管理監督職を担う人材を育成するため、中長期的な視点で、計画的な取組をする必要 ・主任、主査の活用に加え、育児介護等で昇任を断念していた職員への意欲喚起が必要
	4 高齢層職員の能力及び経験の活用	・豊富な行政経験や専門性の有効活用に加え、技術や知識が次代を担う職員に継承されるよう、人事管理を進める必要 ・定年の引上げについては、国等の動向を注視し、任命権者と連携して検討
	5 会計年度任用職員等への対応	・来年4月の制度開始に向けて、必要な準備を遺漏なく進めることが肝要 ・法改正の趣旨に沿った適正な制度の運用がなされるよう、実態把握に努める
	6 保育教諭等への対応	・保育教諭等という新たな職のあり方を統一的に整理するための検討を加速させる必要

2 勤務環境の整備等	1 仕事と家庭の両立支援と多様で柔軟な働き方	・育児、介護や病気の治療等、働き続けられる環境整備のため、休暇等取得しやすい環境をつくるだけでなく、働き方の選択肢を増やすことも重要
	2 長時間労働の是正及び年休等の取得促進	・一部職員に業務が集中し、超勤時間の上限を超えることがないよう対策を講ずる必要 ・管理職、教員も含めた全ての職員に対して、労働安全衛生法に定められた措置を確実に実施することが必要
	3 メンタルヘルス対策の推進	・職員同士でも変化に気付けるよう、日頃の職場内でのコミュニケーションが大切 ・相談窓口を早い段階で十分に活用できるよう、対策方針や相談窓口の定期的周知等が必要 ・不調者が発生し長期化した場合は、職場への支援も必要
	4 ハラスメント防止対策	・改正労働施策総合推進法の趣旨を踏まえ、管理監督職を中心にハラスメントが発生しにくい職場環境づくりに努める必要
3 区民からの信頼の確保	・業務プロセスの可視化、効率化、役割分担や責任の明確化を図り、職員一人ひとりが職務に全力を傾注し、職責を全うすることができるような職場環境を整備することが不可欠 ・職場環境を整備し、管理監督者が適切に運用することで、不祥事を発生させない仕組みを構築することが必要 ・日頃から、迅速かつ的確な情報開示を行うことや、危機管理体制の強化に努めることが肝要	

(特別区人事委員会事務局)

令和元年
第3回特別区人事・厚生事
務組合議会定例会の結果

10月16日（水）に第3回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

認定案件

・平成30年度特別区人事・厚生事務組合歳入歳出決算の認定について（認定）

条例案件

・特別区人事・厚生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（可決）
・特別区人事・厚生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（可決）
・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（可決）
・特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

報告案件

・特別区人事・厚生事務組合教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の報告（平成30年度）について（了承）

人事案件

・特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長の選任について（小花高子氏の選任に同意）

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

組合教育委員会教育長の就任

10月16日（水）開催の第3回特別区人事・厚生事務組合議会の同意を経て、同日付で新たに小花高子氏が組合教育委員会教育長に任命されました。

組合教育委員会の構成は次のとおりです

（特別区人事・厚生事務組合
教育委員会事務局）

令和元年度 特別区人事・厚生事務組合教育委員会			
(令和元年10月16日現在)			
職 名	氏 名	委 員 任 期	備 考
教 育 長	小 花 高 子	自. 令和 元.10.16 至. 令和 3. 3.31	葛 飾 区 教 育 長
教育長職務代理者	平 林 治 樹	自. 平成30. 6.15 至. 令和 2. 3.31	中 央 区 教 育 長
委 員	矢 下 薫	自. 平成30. 4. 1 至. 令和 4. 3.31	台 東 区 教 育 長
委 員	渡 部 理 枝	自. 令和 元. 6.14 至. 令和 5. 3.31	世 田 谷 区 教 育 長
委 員	河 口 浩	自. 平成31. 4. 1 至. 令和 3. 3.31	練 馬 区 教 育 長
委 員	橋 本 俊 雄	自. 平成30. 5.16 至. 令和 4. 5.15	江 東 区 教 育 委 員

特別区議会議長会会長が就任しました

筒井たかひさ特別区議会議長会会長が10月11日付けで葛飾区議会議長を辞職しました。このことにより、特別区議会議長会会長が交代することになり、10月18日開催の特別区議会議長会総会で、平田みつよし葛飾区議会議長が特別区議会議長会会長に選任されました。



会長就任にあたって

特別区議会議長会会長

葛飾区議会議長 平田 みつよし

この度、特別区議会議長会会長に就任いたしました葛飾区議会議長の平田みつよしでございます。本会の発展にご尽力いただいた筒井たかひさ前会長のご功績に感謝申し上げますとともに、副会長の渡辺裕一品川区議会議長をはじめ各議長のお力添えをいただきながら、特別区政の円滑な運営とその発展のため精一杯務めてまいる所存でございます。

巨大な大都市地域である特別区は、多種

多様な課題を抱えており、各区議会を代表する立場で、議長が集い活動する本会の役割は、ますます高まっています。

区民はもとより、特別区の地域で活動するすべての皆様の幸福のため、特別区長会との連携を密にし、23名が全力で取り組んでまいります。関係各位の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、就任の挨拶いたします。

平田会長就任に伴い、10月18日現在の議長会役員は次のとおりです。

特別区議会議長会役員

(令和元年10月18日現在)

会 長	平 田 みつよし	葛 飾 区 議 会 議 長
副 会 長	渡 辺 裕 一	品 川 区 議 会 議 長
会 計 監 事	磯 一 昭	豊 島 区 議 会 議 長
幹 事	小 林 たかや	千 代 田 区 議 会 議 長
幹 事	茂 木 弘	荒 川 区 議 会 議 長
幹 事	和 田 ひでとし	世 田 谷 区 議 会 議 長
幹 事	高 橋 かずちか	中 野 区 議 会 議 長
幹 事	鹿 浜 昭	足 立 区 議 会 議 長
参 与	元 山 芳 行	板 橋 区 議 会 議 長
参 与	塩野目 正 樹	大 田 区 議 会 議 長

「特別区議会議長会名簿」については、特別区議会議長会ホームページをご覧ください。
(www.tokyo23city-gichokai.jp)

(特別区議会議長会事務局)

被災地支援にかかる 23区連携対応について

令和元年台風15号にかかる 被災地への支援等の概要

特別区長会は、9月13日（金）の総会で、令和元年台風15号の被災地に対し、23区連携して支援していくことを申し合わせました。

特に被害が大きかった千葉県各市町村に対して、発災直後から各区より給水車、ブルーシート、土のう袋、トラロープ、飲料水、食料など、緊急物資の提供を行いました。

職員派遣については、9月24日（火）から東京都が対口（たいこう）支援団体となった千葉県君津市へ合計44人、千葉県市長会・町村会からの要請に基づいて、10月1日（火）から館山市へ合計4人、東京都からの要請に基づいて、10月18日（金）から大島町へ合計4人を派遣しました。

また、9月28日（土）以降、順次要請のあった被災地に対して清掃車及び応援職員を派遣しました。

23区が連携して派遣した職員等

○罹災証明発行業務等

【派遣先：君津市】

派遣期間	派遣人数
9月24日 ～ 10月2日	33人
10月1日 ～ 10月9日	5人
10月8日 ～ 10月16日	6人
合 計	44人

【派遣先：館山市】

派遣期間	派遣人数
10月1日 ～ 10月8日	4人
合 計	4人

【派遣先：大島町】

派遣期間	派遣人数
10月18日 ～ 10月23日	2人
10月22日 ～ 10月26日	2人
合 計	4人

○災害廃棄物処理業務等

【派遣先：南房総市・館山市・鋸南町】

派遣期間	清掃車	派遣人数
9月28日 ～ 順次	23台	*3人

*清掃車1台あたりの人数

（特別区長会事務局）

また、特別区長会は、10月16日（水）の総会で、令和元年台風15号の被害が大きかった千葉県に対して復興支援金として3千万円、東京都島しょ部に対して見舞金百万円を、また、8月の大雨で大きな被害のあった佐賀県に対して復興支援金5百万円を、それぞれ提供することを決定しました。

また、台風19号の被災地に対しても23区連携して支援していくことも併せて申し合わせました。

現在も、被災地では復旧・復興活動が続いており、今後も継続して支援していくことが必要です。

最新の状況は特別区長会ホームページに記載しています。

ホームページ

<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>

これまでの経緯

9月5日以降	台風15号は、暴風域を伴って、伊豆諸島近海を北上。勢力を維持したまま9日午前5時前に千葉市付近に上陸。
9月9日以降	甚大な被害が発生した被災地に対して、各区から緊急物資の提供を行う。
9月12日	千葉県25市10町1村に災害救助法の適用が発表される。
9月13日	区長会総会において、被災地からの要請があった場合、23区連携して対応していくことを申し合わせる。
9月13日以降	千葉県市長会・町村会及び被災地からの要請を受け、各区から給水車ほか緊急物資の提供等を行う。
9月17日	東京都知事が対口支援団体として各区市町村長宛て、職員派遣等の支援を要請。
9月24日	千葉県君津市へ罹災証明発行業務等職員の派遣を開始。
9月24日	東京都1町に災害救助法の適用が発表される。
10月1日	館山市へ罹災証明発行業務等職員を派遣を開始、南房総市、館山市、鋸南町へ清掃車と災害廃棄物処理業務等職員を順次派遣。
10月18日	東京都大島町へ罹災証明発行業務等職員の派遣を開始。

不合理な税制改正に対する 特別区の主張（令和元年度版）

特別区長会は、10月16日（水）に「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を公表しました。

不合理な税制改正の影響

これまで国は、「税源の偏在是正」の名のもとに、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しなどの税制改正を進めてきました。

その影響額にふると納税も含めた特別区の減収は、2300億円を上回る規模となります。本来であれば、区税として区民の皆様のために使われるべき税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。

このような措置が行われたことに対し、①不合理な税制改正の影響、②今後も多くの財源が必要、③平均的な税収にも関わらず奪われていく、④ふるさと納税は抜本的な見直しが必要、⑤地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿、という5点を挙げて、特別区の考え方を示しています。

特別区は膨大な財政需要を抱えている

特別区においては、年少人口の高止まりに伴う待機児童対策、公共施設の老朽化に伴う改築需要など、今後も膨大な財政需要が見込まれます。また、大規模災害への備えを万全なものとするため、必要な財源を確保しつつ、災害に強いまちづくりを着実に進める必要があります。

膨大な財政需要を抱えているにも関わらず、応益負担という地方税の本旨を無視して特別区から貴重な税源を奪う不合理な税制改正に対して、今後も特別区長会は是正を求めていきます。

（特別区長会事務局）

【不合理な税制改正に対する特別区の主張【概要】より一部抜粋・加工して作成】

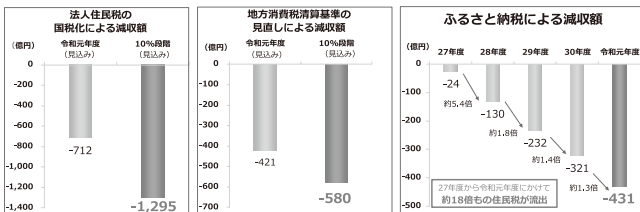
不合理な税制改正に対する特別区の主張（令和元年度版）【概要】

地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われています。特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

1. 不合理な税制改正の影響

- ✓ これまでの不合理な税制改正による特別区への影響額は、消費税率10%段階において、約2,300億円/年にもなります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓ これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

◆ 減収額は相当な規模であり、区の財政に多大な影響を及ぼしています。



※法人住民税の国税化による減収額は、平成26年度及び28年度税制改正による影響額であり、国税化が始まる前の状況（平成25年度）との比較。地方消費税清算基準の見直しによる減収額は、平成29年度及び30年度税制改正による影響額であり、税制改正適用前の状況（平成28年度）との比較。

◆ 減収見込みの約2,300億円を区のサービスに換算すると、

保育所を新たに建てる場合は、1,119 所分

特別養護老人ホームを新たに建てる場合は、174 所分

小学校を建て替える場合は、133 校分

23区のごみ処理の費用は、2 年 7 か月分

に相当し、これだけ大きな規模の額が毎年、奪われています。

20年間で、約4.6兆円が奪われる計算（※）になります。

※約2,300億円（年）×20年間＝約4兆6,000億円

必要額よりも多くの額が奪われる

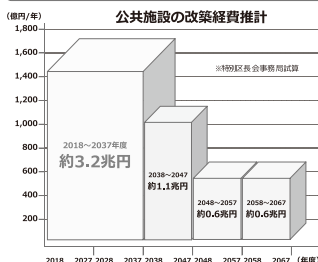


2. 今後も多くの財源が必要

- ✓ 特別区のような都市部は、人口集積により行政効率が高まることから、地方都市と比べて行政コストが抑えられるという見方があります。
- ✓ しかし、特別区は2040年頃には高齢者が急増し、膨大な改築需要も生じるなど、特別区ならではの財政需要があり、将来的に多くの財源が必要です。

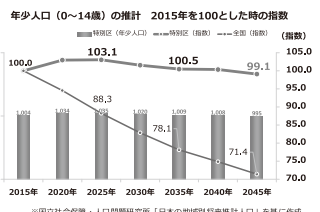
2037年までにおける公共施設の改築需要は約3.2兆円。

※特別区は公立小中学校の5割超が築45年超（全国は2割弱）



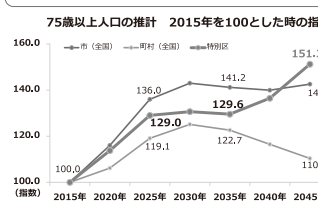
年少人口は、全国的には減少していくものの、特別区は2040年頃まで高止まりする見込み。

さらに幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後も保育需要の増加が見込まれる。



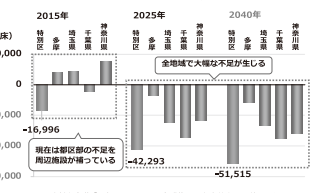
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

75歳以上人口は、全国的には2030年以降、伸びが抑えられるものの、特別区は2040年頃から大きく伸びるため、後期高齢者対応の需要の急増が見込まれる。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

介護入所施設の収容能力の現状と見通し



※日本厚生労働省「一部三県における介護施設収容能力の現状と見通し」を基に作成。

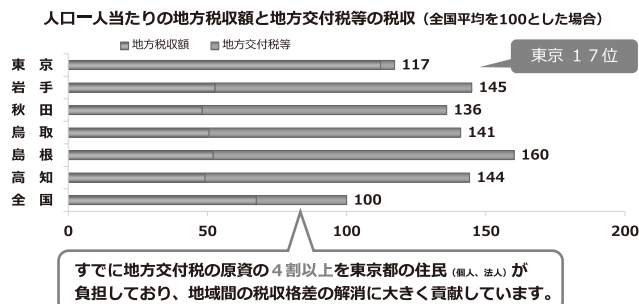
このほか、首都直下地震に対する防災・減災対策など特別区特有の財政需要があります。

約20年間にわたって生じる様々な行政需要のうち、上記のような一部でも、約3.9兆円が必要（※）です。

※約3.2兆円（改築需要）+ 約7,000億円（介護入所施設整備）= 約3兆9,000億円

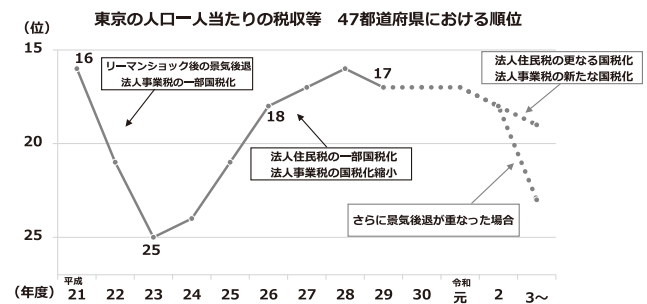
3. 平均的な税収にも関わらず奪われていく

- ✓ 地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの税収を比較すると、東京はほぼ全国平均であり、他の道府県と比較して東京の税収が突出している訳ではありません。
- ✓ 東京は地方交付税の原資の多くを国税で負担しています。地方税収の多寡などの側面にのみ焦点を当て、あたかも財源に余裕があるとして税源が奪われています。



※総務省「平成31年度 地方税に関する参考計数資料」を基に作成。平成29年度決算。区域内の区市町村を含む。

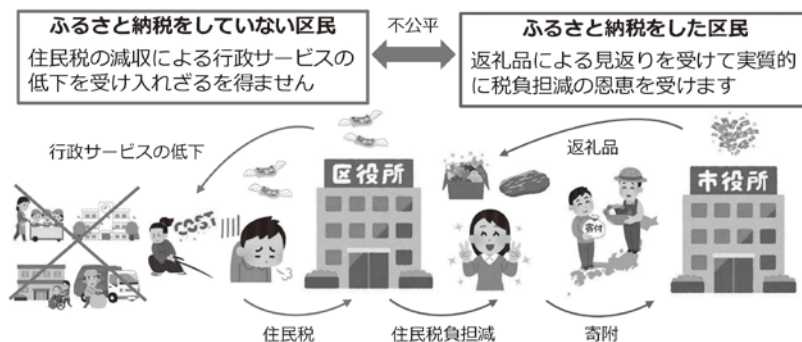
- ✓ 法人住民税の更なる国税化、法人事業税の新たな国税化が始まったことによって、東京の人口一人当たり税収額はさらに低くなり、その結果、相対的な行政サービスの低下を招きかねません。



※総務省「平成31年度 地方税に関する参考計数資料」を基に作成。平成30年度以降はイメージ。税収等は、道府県税、市町村税、地方交付税、地方譲与税。

4. ふるさと納税は抜本的な見直しが必要

- ✓ ふるさと納税は、税の使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷やお世話になった地域の力になれることなどが、制度の趣旨とされています。
- ✓ しかし、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による区民サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。



- ✓ 寄附金控除額は特別区全体で約431億円となっており、相当分の区民サービスの低下を招きかねません。
- ✓ また、ワンストップ特例制度によって、本来は国税から控除する分まで地方税で肩代わりさせられており、その額は約21.3億円に及んでいます。
- ✓ 平成31年度（令和元年度）税制改正において、過剰な返礼品を制限する、制度の見直しが図られたものの、引き続き、制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行うべきです。

※寄附金控除額は、令和元年度の影響額。

5. 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働事業によって共存共栄する良好な関係構築を図ることです。
- ✓ 税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。
- ✓ 国の責任により地方税財源総体を拡充していくことこそ、地方分権の本来の姿であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

「不合理な税制改正に対する特別区の主張」の本編及び概要は、特別区長会事務局のホームページでご覧になれます。

<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>

特別区職員研修所からのご案内

1月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

自治体経営研修「行政トピックス」

日時：1月16日(木)
15:00~17:00

対象：特別区で勤務する管理監督者層として、今後の政策形成に活かすために、最新の行政課題を認識することを求められている管理職及び係長級の職員。(受講を希望する主任も可。)

内容：テーマ『自治体のキャッシュレス推進に向けて』

経済産業省公表の「キャッシュレス・ビジョン」策定に関与した大河原 久和 氏を招き、世界のキャッシュレス事情、自治体でのキャッシュレスの課題と取組みの方向性などについて学びます。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット (★)
専門研修		
納税(実務コース)	1/15(水)・16(木)	納税事務を担当する職務経験1、2年程度の職員
納税(演習コース)	1/22(水)	納税事務を担当する職務経験2年程度の職員
栄養士	1月下旬	保健所・保健センター、保育園、福祉施設等に勤務する栄養士
医療監視	1月中旬	医療監視業務に従事する職員
薬事監視	1月下旬	薬事監視業務に従事する職員
発達障害者支援(演習)②	1/9(木)・23(木)	発達障害のある人への支援に携わる職員
建築設備(空調)	1月下旬	建築設備(空調)業務を担当する職員
土壌汚染対策(規制指導)	1月下旬	環境・公害規制部署で土壌汚染規制指導事務を担当する職員
児童相談所関連研修		
児童家庭福祉Ⅱ	1月中旬	子ども家庭支援センターを含む子ども家庭福祉行政に携わる職員等(心理職を含む)
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑨	1/16(木)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化⑦	1/30(木)・31(金)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身に付けたい主任以下の職員
クレーム対応⑦	1/16(木)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
コミュニケーションスキルアップ⑤	1/14(火)	全職員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身に付けたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・伝わる資料の作り方④	1/20(月)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑥	1/30(木)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・同僚・後輩との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
マネジメント実践のためのチームコーチング⑤	1/15(水)・2/4(火)	係長級以上の職員 ★チーム(係)としての成果を最大化できる部下の育成や支援を効果的に行うスキルを身に付けたい係長級の職員
メンタルヘルスマネジメント④	1/29(水)	係長級の職員 ★メンタルヘルスについての正しい知識とメンタルヘルス不調の予防や早期発見・早期対応方法等のマネジメント知識を身に付けたい係長級の職員
サポート研修		
地方自治法⑦	1/27(月)	1級職の職員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身に付けたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員
特別区制度②	1/21(火)	主任の職員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい主任の職員

※紙面の都合上、1月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部、2月に実施する研修を含む)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>) もご覧ください。
(特別区職員研修所)

首都大学東京オープンユニバーシティ 飯田橋キャンパスより 12月開講講座のご案内です!!

●遊女の群像～幕末維新期の新吉原遊廓～ 【講座コード：1931T009】

新吉原遊廓は、歌舞伎や浮世絵の題材となっただけでなく、現代にいたるまで数々の小説や映画にも取り上げられ、文化やファッションなど様々な角度から注目をあつめてきました。しかし、それらは必ずしも新吉原の実態を描いているわけではありません。現実の新吉原遊廓とは、どのような社会だったのでしょうか。またそこに生きた数千人の遊女たちはどのような集団を形作り、どのような思いを抱き、どう生きたのでしょうか。そもそも、なぜ江戸には遊廓が設置され、どのように維持運営されていたのでしょうか。

この講義では、幕末維新期の遊廓の実態と、そこで生きた何人かの遊女たちの人生を紹介しながら、できるだけ実証的にこれらの問題に迫り、江戸という都市社会における買売春の特質を考えてみたいと思います。

講 師：横山 百合子（よこやま ゆりこ）
国立歴史民俗博物館教授
日 程：12/5～12/12 木曜2回
時 間：18：30～20：00
受講料：5,000円
場 所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）

●川中島合戦 ―戦略で分析する古戦史4― 【講座コード：1931I005】

上杉謙信と武田信玄は、なぜ、数万人の大軍を動員してまで、川中島の地で死闘を繰り広げたのでしょうか。天才達の目には、凡人にはうかがい知れないものが見えていたからです。二大名将、秘術を尽くした知略戦を戦略や社会科学の諸法則から分析しなおしてみます。

今回は、特に永禄四年の大会戦の勝敗の行方、その結果として天下に与えた影響、第五回戦、その後の謙信と信玄について概観していきます。

- 「永禄四年川中島合戦」の勝敗、影響、拡大する戦線
- 第五回戦、その後の謙信と信玄

※教材はプリントを配布します。
※参考図書：『川中島合戦戦略で分析する古戦史』海上知明（原書房）3,200円（税抜）
『戦略で読み解く日本合戦史』海上知明（PHP出版）900円（税抜）

講 師：海上 知明（うなかみ ともあき）
NPO法人孫子経営塾理事
日 程：12/7～12/14 土曜2回
時 間：15：30～17：00
受講料：5,000円
場 所：飯田橋キャンパス（東京区政会館3階）

* 講座の概要については、首都大学東京オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方はお申込みの際、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

首都大学東京オープンユニバーシティ事務局 <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel. 03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

清掃技術訓練センターとは

清掃技術訓練センター（以下「訓練センター」という。）は、東京二十三区清掃一部事務組合が設置する組織で、工場運営を担う人材の育成及び技術的な課題解決のための調査・研究を行っています。

団塊の世代であるベテラン職員の大量退職により清掃技術・技能の継承が困難となり、清掃工場等の安全・安定操業の将来が危ぶまれたことから、平成19年3月に人材育成計画が策定されました。この計画に基づき、清掃技術・技能を継承していくため、平成20年10月、新江東清掃工場内に訓練センターが設置され、各種訓練を実施してきました。

その後、清掃工場への技術支援等を目的に平成25年度に調査・研究部門が発足、現在、訓練センターとしては11年目を迎えています。

訓練センターでは、清掃工場等の安全・安定操業を支えていくために、様々な訓練や研究を通じて支援を行っています。

今回は、訓練センターの概要についてご紹介します。

訓練について

清掃工場等のごみの中間処理施設では、運転管理技術やプラントを維持していくための整備技能等、施設の運営にとって欠くことのできない技術が多くあります。

訓練センターでは、技術・技能

職員を対象として、訓練センターや清掃工場等をフィールドに少数実践方式で訓練を実施しています。

訓練コースは、「運転管理」、「設計積算」、「業務委託」、「整備実習」、「整備技能」、「環境管理」、「特別」の7コースあり、21の訓練科目で構成されています。

訓練コースと訓練科目（令和元年度）

訓練コース	訓練科目
運転管理	日常管理科、危機管理科、タービン実習科
設計積算	概論科、演習科、積算科
業務委託	運転管理等業務委託科
整備実習	B T 主任技術者育成科
整備技能	溶接技能工作科、分解整備科、計装設備科、電気工事士科、電気機器制御科
環境管理	環境法令科、工業用分析計管理科、分析機器科、水質等管理科
特別	電気主任及び代行の役割と業務、清掃工場建設計画・環境影響評価手続き、建築設備の設計（建築）、R I B C 2 入門

(1) 運転管理コース

工場の日常的な運転管理技術を学ぶとともに、故障・事故の発生を想定したシミュレータによる訓練を行います。

また、プラントをはじめ、総合的な清掃工場等のシステムについて理解を深めています。

(2) 設計積算コース

設計積算の基本法令や演習を通して、設計積算能力の向上を図ります。

(3) 業務委託コース

業務委託している清掃工場で実践的な監理・監督業務を習得します。

(4) 整備実習コース

工場の定期補修工事等における監督者のあり方や、安全で適切な工事の推進方法を学びます。

(5) 整備技能コース

溶接技能、機械整備技術や電気工事実務等を習得します。

(6) 環境管理コース

環境関連法令や各種の分析方法を学びます。

(7) 特別コース

工場からの要望等により必要に応じたテーマを設定して訓練を行います。



日常管理科の様子



分解整備科の様子

講師は？

訓練センターに所属する専任講師や、清掃工場等に所属している職員が非常勤講師として、各訓練コースを担当しています。いずれの講師も清掃工場等での実務経験が豊富であり、技術・技能を備えた職員です。

どのような設備があるの？

大小の訓練教室や清掃工場の中 央制御室を模したシミュレータ 室、溶接や各種機器の分解組立技 術を学ぶ技能訓練室、また、カッ トモデルの展示コーナーを備えて います。

訓練修了者

訓練センター開設時から平成30 年度末までの間に、延べ1521

名、また、在籍技術・技能職員の64%が少なくとも1回以上訓練を受講しています。

訓練修了後の訓練生へのアンケートでは、習得した技術・技能の向上や業務に活かせたとの回答が大半を占めています。

また、工場長（所属長）からも、訓練を受けた職員の技術・技能が向上しているという評価を受けています。

調査・研究について

清掃工場の安全・安定かつ効率的な操業に寄与するため、中長期的かつ多面的な見地から技術的課題の解決に向け、調査・研究に取り組んでいます。

どのような設備があるの？

調査・研究部門が取り組むテーマには専門的なものが数多くあります。これらのテーマを、効果的、効率的に進めるために、専用の分析室を設置しています。

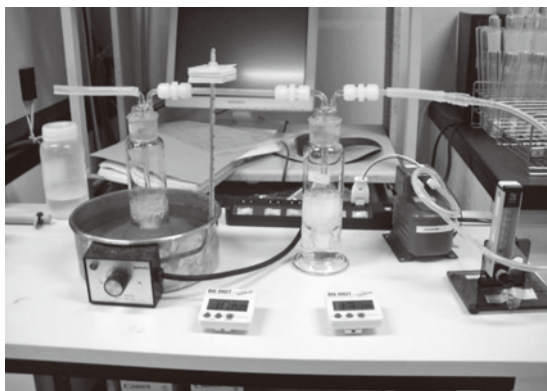
調査・研究の成果

(1) ボイラ水管等の保全対策

清掃工場におけるボイラ水管等は厳しい環境で使用されるため、摩耗や腐食によってその厚みが急減することがあり、その対策について研究を行っています。

(2) 薬剤の適正注入

清掃工場では、様々な法規制値を遵守するために、排ガスや排水に薬剤を注入しています。ごみの性状等が日々変化する中で、一層効率的、効果的にプラントを運転するため、薬剤の適正な使用量を検証しました。工場のデータを収集するとともに、分析室で実験を行うって、適正な注入量を検討しました。



実験の様子

(3) 再加熱器の効率的運用

清掃工場で用いられている排ガス再加熱器で使用する蒸気量を低減するため、調査・研究を行いました。調査の結果、蒸気量を抑えても、運転状況や設備へ影響を及ぼさないことが確認でき、この削減した蒸気を発電に利用することで発電電力量の増加に寄与することができました。

(4) 水銀への対応

水銀による清掃工場の停止を防止するため、調査・研究を行っています。新規薬剤の安定性を検証し、より効率的な水銀除去の方法を検討しました。

(5) 灰等の資源化

埋立処分場の延命化のため、焼却灰の資源化技術や、セメント原料化事業の船舶運搬に関する調査を行いました。

船舶運搬に関する研究では、海上コンテナを使った効率的な輸送方法を検討するため、実機コンテナを模した小型コンテナを作成し、輸送方法の実験を行いました。



小型コンテナ

おわりに

今後、訓練については、更に清掃工場等で必要とされる技術・技能の訓練科目を取り入れるとともに、理解しやすい教材の作成等、訓練生に魅力ある訓練内容にしていきます。

また、調査・研究については、技術的支援ネットワークの拠点として清掃工場の技術的課題の解決を支援していきます。

訓練センターの今後の取組

訓練センターでは、ベテラン職員が減少する中、これまで培ってきた多種の清掃技術や経験を優れた講師陣による臨場感あふれる講義で若手、中堅職員に継承していきます。

また、清掃工場で日々発生している技術的課題に対し、適切な対応、解決を図るべく調査・研究に取り組んでいます。

今後も訓練センターは、訓練、調査・研究の実施を通じて、区民の方々の清掃工場等の安全・安定操業に対する信頼に応えていきます。

（東京二十三区清掃一部事務組合
総務部清掃技術訓練センター）



分析室内部



今年も東京メトロポリタンウィークを開催します！

【23区にちなんだレースを開催！】

11月11日（月）～15日（金）の5日間、大井競馬を主催する23区にスポットを当てた「東京メトロポリタンウィーク」を今年も開催します。期間中は、23区にちなんだ名称（区名、区の花など）を付けたレースが行われるほか、特設ブースを設置し、各区の魅力を発信していきます。

▽メトロポリタンウィーク開催日程

11/11（月）大田区・北区・杉並区・豊島区
 11/12（火）江戸川区・墨田区・中野区・文京区
 11/13（水）足立区・板橋区・渋谷区・千代田区・練馬区
 11/14（木）荒川区・葛飾区・新宿区・世田谷区・目黒区
 11/15（金）江東区・品川区・台東区・中央区・港区

【キム兄セレクトの絶品グルメが勢揃い！】

今年のメトロポリタンウィークは、料理上手芸人として名高い「木村祐一さん」をプロデューサーにお招きし、東京23区の絶品グルメが集まる「キム兄の東京23区グルメフェス～23（にーさん）のオススメ！～」を開催いたします。

期間中は、木村祐一さんがセレクトした東京23区の名店が特別出店します。あわせて、各区の名産品が購入できる「メトロポリタンマルシェ」も同時開催いたします。

実施日：11月11日（月）～11月15日（金）
 時間：14時00分～21時00分（ラストオーダー20時30分）
 場所：ウマイルスクエア

【キム兄の東京23区グルメフェス～23（にーさん）のオススメ！～】

■出店店舗

※画像はイメージです。※メニューは一例です。

※出店店舗・メニューは予告なく変更する場合があります。

店舗名	ヴィルゴビール	お好み焼き いまり 五反田店	スーパーホットドッグ	汁なし担担麺ピリリ
区名	墨田区	品川区	港区	中央区
メニュー	4種ビール	おかんねぎ焼き	スーパーホットドッグ	四川燃麺(しせんらんめん)
店舗名	焼肉井たどん	軍鶏の近江屋	辛麺屋 ICHIRIN 渋谷店	ido Bistro
区名	千代田区	江東区	渋谷区	新宿区
メニュー	カルビ丼	軍鶏鍋	辛麺	パイタンもつ煮込み

【メトロポリタンマルシェ】

■出店店舗

- | | | |
|--------------|---------------|------------------|
| ①中野区 ロイスダール | ②足立区 千住宿 喜田家 | ③文京区 ゆしま花月 |
| ④台東区 紀文堂總本店 | ⑤目黒区 マドレーヌラパン | ⑥大田区 大谷政吉商店 |
| ⑦葛飾区 高木屋老舗 | ⑧豊島区 三原堂 | ⑨北区 鳳産業株式会社 |
| ⑩練馬区 あわ家惣兵衛 | ⑪江戸川区 蕎麦処 長寿庵 | ⑫荒川区 桜煎餅 |
| ⑬杉並区 パティスリー華 | ⑭世田谷区 世田谷 亀屋 | ⑮板橋区 (合) デザート倶楽部 |
- (特別区競馬組合開催サービス課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1 日 平 均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
10	9/16～20	5,738,150,020円	686,681人	1,147,630,000円	137,336人	8,360円	99.5%	108.3%	92.0%



12月の開催予定

競馬開催日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
大井	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
川崎																															
船橋																															
浦和																															

大井競馬開催

勝島王冠

川崎競馬開催

船橋競馬開催

大井競馬開催

東京大賞典

東京シンデレラマイル

東京2歳優駿牝馬

浦和競馬開催



勝島王冠 (S II)

●12月4日 (水)
●1,800m



東京大賞典 (G I)

●12月29日 (日)
●2,000m



東京シンデレラマイル (S III)

●12月30日 (月)
●1,600m



東京2歳優駿牝馬 (S I)

●12月31日 (火)
●1,600m

レース名はTCKの所在地（品川区勝島）に由来します。年末の東京大賞典へのステップレースとして、2017年にS IIに格上げしました。多くの南関東有力馬が参戦し、以前にも増してハイレベルで注目度の高いレースとなりました。

一年の総決算として行なわれる年の瀬のビッグイベント。2011年から地方競馬初となる国際GIに格上げとなり、国際競走として実施されています。日本全国から集結したダートグレード戦線の実績馬に加え、海外で活躍する実力馬が参戦可能となり、その年のダートNo.1を決める真のグランプリレースとなりました。

年末に3日連続で行なわれる重賞の第2弾は、年の瀬のダートを彩るレディーたちが競演するマイル戦の牝馬重賞です。年明けの交流重賞に向けて、地元所属牝馬の勢力図を確認する意味でも見逃せない一戦です。

2019年のラストを飾る重賞は、デビュー間もない2歳馬の女王決定戦。ゴール写真判定装置やスターティングゲートの採用などTCKには国内初の試みが数多く存在しますが、2歳牝馬の重賞創設もJRAに先んじた画期的な試みでした。来春のクラシックロードに向けて、若き乙女たちが一杯走ります。

1月の開催予定

競馬開催日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
大井 川崎 船橋 浦和	井崎橋和	川崎競馬開催						船橋競馬開催						浦和競馬開催						大井競馬開催 TCK女王盃						川崎競馬開催						

川崎競馬開催

船橋競馬開催

浦和競馬開催

大井競馬開催

TCK女王盃

川崎競馬開催



TCK女王盃 (Jpn III)

●1月22日 (水)
●1,800m

年明け最初の重賞は、牝馬のダートグレード競走です。全国から集まった女傑が、真冬のダート女王の座を目指します。このところはJRA所属馬の攻勢が続いており、地方所属馬の奮起にも期待が寄せられます。

■交通のご案内

●無料バスのご案内

①大井町線（京急・東急バス）

往路：JR大井町駅（中央口東・7番停留所）
復路：正門3番乗り場より運行

②大森線（京急バス）★TCK開催中のみ運行

往路：JR大森駅（東口・C7番停留所）京急大森海岸駅経由
復路：正門2番乗り場より運行

③錦糸町線（はとバス）★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行

往路：JR錦糸町駅（南口） 復路：北門横バス乗り場より運行

●復路のみの無料バスのご案内

①品川駅経由目黒線（都バス・品93系統路線バス）

復路：正門1番乗り場より運行

②JR品川駅直行バス（都バス）★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行

復路：正門1番乗り場より運行

●その他の交通機関のご案内（有料）

東京モノレール「大井競馬場前」駅
下車、徒歩2分
京浜急行「立会川」駅（急行停車）
下車、徒歩12分

■駐車場のご案内

第1駐車場1,471台
料金：1日1台につき車1,000円、
オートバイ200円 ※第2、3駐車場
は混雑時のみ営業します。



- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課
- 公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局開催サービス課

- TEL (5210) 9738 ホームページ<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- TEL (5210) 9916 ホームページ<http://www.tokyo23city.or.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<http://www.tokyo-23city.or.jp/>
- TEL (6238) 0615 ホームページ<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- TEL (3763) 2170 ホームページ<http://www.tokyocitykeiba.com/>